

議案第二号

杉並区職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例

右の議案を提出する。

平成十六年二月二十日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区職員の倫理の保持及び公益通報に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、職員の職務に係る倫理の保持及び公益通報について必要な事項を定めることにより、公益通報者の保護及び職員の倫理観の高揚を図り、もって区政運営における公正の確保と透明性の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 職員 杉並区（以下「区」という。）の職員であつて、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三条第二項に規定する一般職の職員（教育長を除く。）及び同法第三条第三項第三号に規定する非常勤職員をいう。ただし、同法第二十二條第二項の規定により臨時的に任用された職員及び市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条に規定する職員その他の東京都がその給与等を負担

する職員を除く。

二 職員等 職員、区から事務又は事業の委託を受けた者（以下「受託者」という。）及びその受託業務に従事している者並びに指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）及びその管理する公の施設の管理の業務に従事している者をいう。

三 公益通報 公益を確保するために行われる通報をいう。

四 公益通報者 公益通報をした職員等をいう。

（職員が遵守すべき職務に係る倫理原則）

第三条 職員は、全体の奉仕者であり、区民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について区民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。

2 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。

3 職員は、法令（条例、規則及び訓令を含む。以下同じ。）により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の区民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

（任命権者等の責務）

第四条 任命権者は、職員の職務に係る倫理の保持のために必要な研修、正当な公益通報に係る公益通報者の保護その他の措置を講じなければならない。

2 管理又は監督の地位にある職員は、管理又は監督の対象となる職員に対しその職務に係る倫理の保持に関し必要な指導を行わなければならない。

(公益通報の手続)

第五条 職員等は、区の事務又は事業（受託者が行う受託業務及び指定管理者が管理する公の施設の管理の業務を含む。）の執行に関し、次の各号のいずれかに該当する事実があると思量するときは、杉並区公益監察員に対し、公益通報をすることができ。

一 法令に違反し、又は違反するおそれがある事実

二 人の生命、身体、財産その他の権利利益を害し、又は害するおそれがある事実

三 前二号に定めるもののほか、公益を害し、又は害するおそれがある事実

2 前項の規定にかかわらず、職員等は、他人に損害を加える目的その他の不正の目的又は人事上の処遇その他の自らや自らの属する組織のための私的利益を得る目的で、公益通報をすることができない。

3 公益通報は、通報者の氏名を記載し、書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）で行わなければならない。ただし、氏名を記載しなかつたことにつきやむを得ない事情があると杉並区公益監察員が認めるときは、この限りでない。

4 職員等は、公益通報をするに当たっては、確実な資料に基づき誠実に行うよう努めなければならない。

(不利益取扱いの禁止等)

第六条 職員等は、正当な公益通報をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。

2 正当な公益通報をしたことを理由として不利益な取扱いを受けた職員等は、その旨を杉並区公益監察員に通報することができる。

(調査等)

第七条 杉並区公益監察員は、第五条第一項の規定により公益通報を受けたときは、当該公益通報について調査しなければならない。ただし、当該公益通報の内容が同項各号に規定する事実該当しないと認めるときは、この限りでない。

2 杉並区公益監察員は、前条第二項の規定により不利益な取扱いを受けた旨の通報を受けたときは、当該不利益な取扱いを受けた旨の通報について調査しなければならない。

3 職員等は、前二項の規定による杉並区公益監察員の調査に協力しなければならない。

4 区長は、公益通報者又は関係者の権利利益を不当に侵害しないよう配慮しなければならない。

(報告等)

第八条 杉並区公益監察員は、第五条第一項の規定により公益通報を受けたときは、区長に報告することが適当でないとして認められる相当な理由がある場合を除き、その旨を区長に報告しなければならない。

2 杉並区公益監察員は、前条第一項の規定による調査の結果、第五条第一項各号に該当する事実(以下「違反等の事実」という。)があると認めるときは、これを証する資料を添えて、その内容を区長に報告しなければならない。

3 杉並区公益監察員は、前条第一項の規定による調査の結果、違反等の事実がないと認めるとき又は調査を尽くしても違反等の事実の存否が明らかにならないときは、その旨を区長に報告しなければならない。

4 杉並区公益監察員は、前条第二項の規定による調査の結果、公益通報者が不利益な取扱いを受けたと認めるときは、当該不利益な取扱いを行った者に対し、当該不利益な取扱いの中止その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

5 杉並区公益監察員は、前項の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者が、正当な理由なく、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができ  
る。

6 杉並区公益監察員は、公益通報者に対し、調査の結果を通知しなければならない。

(区長が講ずる措置)

第九条 区長は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するとともに、必要に応じて、告訴又は告発をするほか、違反等の事実の再発を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(監察員の設置等)

第十条 職員等の公益通報を公正かつ中立な立場で適切かつ迅速に処理するため、区長の  
附属機関として、杉並区公益監察員(以下「監察員」という。)を置く。

2 監察員は、二人とし、人格が高潔で社会的信望があり、行政運営に関し優れた識見を  
有する者であつて、次の各号のいずれかに該当するもののうちから、区長が委嘱する。

- 一 弁護士（弁護士となる資格を有する者を含む。）
  - 二 区の事務及び事業に関して高度な知識及び経験を有すると認められる者
  - 三 監察員の任期は、三年とする。
  - 四 監察員は、再任されることができる。ただし、任期が連続して三期を超えることとなるときは、この限りでない。
  - 五 前三項に定めるもののほか、監察員に関し必要な事項は、規則で定める。
- （監察員の解嘱）
- 第十一条 区長は、監察員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき又は監察員に職務上の義務違反その他監察員としてふさわしくない行為があると認めるときは、解嘱することができる。
- 2 監察員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して解嘱されることがない。
- （監察員の職務遂行等）
- 第十二条 監察員は、それぞれ独立してその職務を行う。
- 2 監察員は、公益通報者の権利利益を保護するため、公正かつ中立な立場で適切かつ迅速に職務を遂行しなければならない。
  - 3 監察員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
  - 4 監察員は、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。
  - 5 区は、監察員の職務の遂行について、その独立性を尊重し、積極的な協力を行わなければならない。

ればならない。

( 監察員の除斥 )

第十三条 監察員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、職務を執行することができない。

( 委任 )

第十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

2 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和五十年杉並区条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表中

杉並区保健福祉サービス  
苦情調整委員

月額 一二〇、〇〇〇円

を

杉並区保健福祉サービス	月額 一二〇、〇〇〇円
苦情調整委員	月額 一二〇、〇〇〇円
杉並区公益監察員	月額 一二〇、〇〇〇円

に改める。

（提案理由）

職員の職務に係る倫理の保持及び公益通報に関する事項を定める等の必要がある。